勤務先を変更された場合

郵送していただくもの

- ①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第7号)
- ②退職・就職・出向等、それぞれに必要な添付書類
- ※必要書類は添付書類一覧表をご参照ください。
- ※代表者印の必要な書類が数多くございます。添付書類一覧表をご確認いただき き不備のないようお手続きお願いいたします。
- ③本人確認書類の写し(宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等) ※顔写真付きの公的機関が証明しているものに限ります。
- ④返信用封筒(110円分の切手貼付、郵送先記入のこと)
 - ※変更登録申請書①に取引士センターの受付印を押印して返却させていただきます。

(控えが不要の方は返信用封筒を同封していただく必要はございません。)

★送付先★

T650-0012

神戸市中央区北長狭通 5-5-26

(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会 取引士講習センター 宛

変更届添付書類一覧表

変更事項	1がり自決 見む	添付書類		
氏 名	日本国籍の場合	戸籍抄本(原本·37月以内)		
		*前氏名(登録時の氏名)が記載されていること		
	旧姓併記を希望する場合	戸籍抄本(原本・3ヶ月以内) + 「旧氏」欄に旧姓が併記された住民票(原本・3ヶ月以内		
	(旧姓を括弧書き表記します)	* 旧姓に取り消し線の入った住民票は不可。必ず「旧氏」欄に旧姓併記が必要です。		
		*「旧氏」欄に旧姓を併記するためには、事前に市(区)役所への届出申請をする必要があります。		
	外国籍の場合	住民票(原本・37月以内)		
		(通称名変更の場合)前通称名と変更日が記載されていて変更の事実がわかること		
本 籍		戸籍抄本(原本・3ヶ月以内) *従前本籍(登録の本籍)が記載されていること		
		*2回以上変更がある場合は除籍抄本等、登録の本籍地から		
		現在の本籍地までの経緯がわかる書類が必要		
	本籍地(住居)表示の変更	住居表示変更通知		
	帰化した場合	戸籍抄本(原本·3ヶ月以内)		
		* 帰化日・帰化前国籍の表示があること		
住 所	登録の住所から1回転居	住民票(原本・3ケ月以内) *従前住所(登録の住所)が記載されていること		
	登録の住所から2回以上転居	住民票(原本・3ケ月以内) + <u>戸籍の附票(原本・3ケ月以内)もしくは</u>		
		前住所地での住民票の除票(原本・3ケ月以内)		
		* 登録の住所から現在の住所までの経緯がわかる書類も必要		
		*本籍地を変更している場合は除籍の附票等を要する場合があるので、注意!		
		詳しくは市区町村へお問い合わせを! *現住所の住民票は必須です。戸籍の附票や除票のみでは受理できませんのでご注意ください		
	 住居表示の変更	* 場合所の住民宗は必須です。戸籍の阿宗や除宗ののでは支達できませんのでこ注意へたさい 住居表示変更通知		
	 外国籍の場合	住民票(原本・3ケ月以内)		
	22.1	*前住所と転居日が記載されていて変更の事実がわかること。・・・注2		
勤務先	退職した場合	①退職証明書(原本)・・必ず代表者印が必要(社印のみは不可)		
		又は離職票の写し、又は社会保険資格喪失確認通知書の写し・・・注3		
		又は年金事務所発行の「被保険者記録照会回答票」(退職した宅建業者の		
		厚生年金資格喪失日が記載されたもの)※年金事務所にお問い合わせください		
		②内容証明郵便の控(代表者宛の退職届)		
		★県の公認は①及び② 原則は①		
	就職した場合	業者免許証の写し又は従業者証明書の写し		
		*業者票は不可		
	出向した場合	出向証明書(出向元の代表者印のあるもの) 又は 辞令(出向元の代表者印のあるもの)		
	廃業した場合	廃業届けの写し(免許所管庁の受付印のあるもの)		
	商号または免許番号の変更			
		* 商業登記簿謄本では受け付けない(不備扱い)		
		*業法の定めによる。 *業者票は不可		

注2: 外国人の場合、複数の住民票または法務省への外国人登録原票に係る開示請求が必要な場合があります。

注3: 退職した場合の書類は必ず退職年月日記載のもの

*退職証明書及び出向(解除)証明書等、勤務先が発行する証明書の注意点

必ず代表者の印鑑が押印されているものに限ります。(認印不可) 代表者以外(人事部長及び管理者等)の印鑑や社印のみの場合は、兵庫県庁での受理が認められず、書類の再提出をしていただくことになりますのでご了承ください。

*届出の際は、本人確認書類(宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等、いずれか1点)の 写しを必ず添付してください。顔写真付きの公的機関が証明しているものに限ります。

※マイナンバーカードは不可

見本

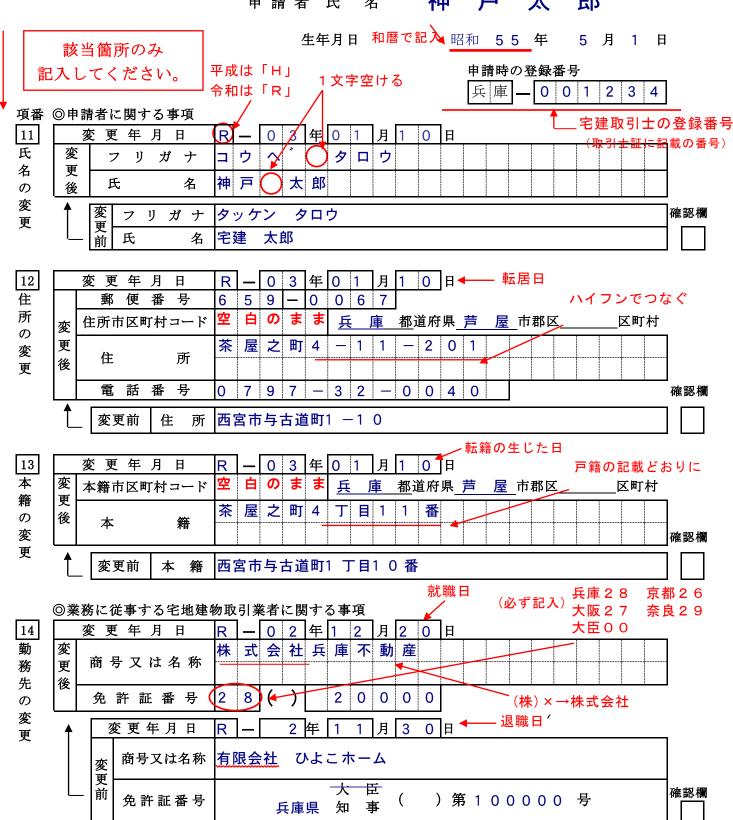
宅地建物取引士資格登録簿 更 登 録 申 請

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

神 戸 太 郎 申請者氏名



宅地建物取引士資格登録簿 変 更 登 録 申 請 書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

		兵庫県知事 様	年 月 申請者 氏 名 生年月日 年 月 申請時の登録番号	B B
項11氏名の変更	◎申 変更後	氏 名		76-37 188
	†	変 更 前フ リ ガ ナ 名		確認欄
12 住所の変更	変更後	変 更 年 月 日 郵 便 番 号 住所市区町村コード 住 所 電 話 番 号		区町村
	<u></u>	変更前 住 所		
13 本籍の変更	変更後	変 更 年 月 日 本籍市区町村コード 本 籍		区町村
	†	変更前 本 籍	ᄣᅲᄄ기ᄴᆠᅑᄼᆽᄩᆸᅩᇫᆥᄶ	
14 勤務先の変更	◎兼	変 更 年 月 日	物取引業者に関する事項 	
	変更	商号又は名称		
	後	免許証番号		
	1	変更年月日	一 年 月 日	
		変しております。		
	_	_ 前 免許証番号	大 臣 ()第 号	確認欄